

議案第57号

世田谷区立ミニS L条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する条例

世田谷区立ミニＳＬ条例（昭和５７年３月世田谷区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表中「小学生」を「子ども（１８歳以下）」に、「中学生以上の者」を「大人」に、「１００円」を「１１０円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、令和７年１０月１日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。